

茨城町役場庁舎町民ミニギャラリー使用の手引き

1. 使用許可申請について

1) 使用の基準

町民ミニギャラリーは、町民、町内在勤・在学者、町内で活動を行う団体などが、文化・芸術作品の展示のために使用することができます。

2) 担当課

茨城町役場庁舎町民ミニギャラリーの使用申請の受け付け及び管理は総務部財政課が行います。

3) 使用申請及び使用許可

- ・使用を開始する日の6箇月前から7日前までに、申請者もしくは連絡担当者が、茨城町役場庁舎町民ミニギャラリー使用許可申請書（様式第1号）により直接財政課（役場庁舎2階17番窓口）に申請してください。
- ・先着順により内容を審査し、使用の可否を茨城町役場庁舎町民ミニギャラリー使用許可（不許可）決定通知書（様式第2号）で申請者に通知します。
- ・電話、口頭、手紙による申請は受け付けおりません。

4) 使用期間及び時間

- ・使用期間 使用を開始する日から起算して14日以内とし、使用期間には準備・後片付けの時間も含まれます。
- ・使用時間 午前8時30分から午後5時まで

5) 使用できない日

- ・土・日・祝日は町民ミニギャラリーに立ち入ることができません。
- ・12月29日から翌1月3日までと、町が業務で使用する日は町民ミニギャラリーに立ち入ることができないほか、作品を展示することができません。
- ・設備点検等のため臨時に使用できない場合があります。

6) 使用料

使用料は無料です。

ただし、展示に必要な水や電気の使用は固くお断りします。

7) 使用許可の取り消し及び停止

次の場合は、使用許可の取り消しまたは停止をすることがあります。

- ・茨城町庁舎管理規則及びこの手引きに定められた事項を守らないとき。
- ・使用する権利を他の者に譲り渡し、または転貸したとき。
- ・不正な手段によって使用の許可を受けたとき。
- ・町の業務（選挙事務や確定申告事務等）に使用することとなったとき。
- ・過去に不正があった場合。
- ・使用目的を偽って申請したとき。

- ・無断で水道や電気，その他町が所有する備品等を使用したとき。
- ・その他庁舎町民ミニギャラリーの管理上、特に必要とするとき。

2. 使用について

1) 搬入及び搬出

展示作品等は，使用を開始する日の午前8時30分以降に搬入し，使用を終了する日の午後5時までに搬出してください。庁舎玄関前乗降スペース及びインターロッキング部分（ブロックが敷き詰められている部分）への車の乗り入れは厳禁です。

また，搬入及び搬出はすべて使用者の責任において行ってください。

2) 展示品の管理

使用期間中の展示品の管理は、使用者が責任を持って行ってください。町では一切責任を負いません。

また、梱包材等の資機材はお預かりできませんのでご了承ください。

3) 損害賠償

使用中に町民ミニギャラリーのほか役場庁舎の設備等に対し，故意または過失により損傷を与えた場合は，財政課に申し出たうえで，使用者の責任により修理または損害を賠償してください。

4) 原状回復

使用が終わったときは、使用者は町民ミニギャラリーを原状に回復し、その旨財政課に報告するとともに確認を受けて下さい。また、使用にともなって発生したごみは、使用者が持ち帰ってください。

5) 禁止行為

次の行為は禁止とします。

- ・入場料の徴収又は物品の宣伝又は販売その他これに類する行為
- ・所定の場所以外でポスターその他これらに類するものを掲示する行為
- ・展示コーナー内外で印刷物その他これらに類するものを配布する行為
- ・他人に危害を加え，もしくは迷惑を及ぼし，またこれらのおそれがあるものを携帯するなどの行為
- ・展示コーナー内での飲食，飲酒，喫煙
- ・会議・集会・説明会等のために使用する行為
- ・その他庁舎の管理上禁止すべき行為

3. 展示について

1) 展示に必要な物品の準備

展示に必要な物品は，使用者の責任において準備してください。

なお，町で貸し出すことができる物品等もありますが，町の業務で使用する場合はあ

りますので、詳しくは財政課までお尋ねください。

2) 展示作品等の制限について

ア. 次の作品の展示については、ご遠慮下さい。

- ・ 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- ・ 営利を目的とするもの
- ・ 特定の政治的又は宗教活動を目的とするもの
- ・ 音響設備を使用するもの
- ・ 火気その他危険物を使用するもの
- ・ その他町長が不相当と認めるもの

イ. 展示に関しては次のことに留意してください。

- ・ 跡が残るテープ、糊等の接着剤及び釘・画鋸は使用しないこと。ただし、使用者が用意したパネル等を使用し、庁舎設備や町が所有する備品にこれらの行為を行わない場合はこの限りではない。
- ・ 展示する作品を壁や窓ガラスに直接貼り付けないこと。

4. 町で鑑賞者用の駐車場を用意することはできませんので予めご了承ください。

5. マスコミ等の取材を受ける場合は、財政課までご連絡ください。

6. その他管理、運営上のことは財政課にご相談下さい。(029-297-5005)